

# 千葉県報

定例

· 3  
月  
14  
日

千葉県告示第九十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国殘留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含

名	称	所	在	地	辞退の効力発生年月日
医療法人社団誠恵会 嶋整形外科	伊	市原市姉崎二、一〇二			令和四年十月二十二日
京葉内科クリニック		山武市成東七四四の一			令和四年十一月一日
医療法人香裕会 マーメイド歯科		浦安市舞浜一の四			令和五年一月二十日
みつばち薬局	ひ	野田市春日町二五の三二一			令和五年一月三十一日
医療法人社団良友会		八街市榎戸六五六の四			令和五年三月三十一日
きたクリニック					

七七七七七七六 六五五四四三三二二一一

千葉県告示第九十五号  
生活保護法（昭和二年四月一日施行）

十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項において読み替えて準一(中国残留邦人等の円滑な帰国)の促進並びに永住帰国した中国残者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第二項の円滑な帰国)の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、指定施術者の氏名の変換出があった。

令和5年3月14日(火曜日)

第13819号

千葉県報

五番七の一部、八一五番八の一部、八一五番九の一部、八一五番一の一部、八一六番

一部、八一七番一の一部、八一七番二の一部、八一七番三の一部、八一八番二の一

部、八一八番三、八一九番二の一部、八一〇番二の一部、八一一番二の一部、八一二番

二の一部、八二三番二の一部、八一四番二の一部、八一五番二の一部、八一五番三、八

二六番二の一部、八二六番三、八二七番二の一部、八一七番二、八二八番一、八一八番

二の一部、八二九番一、八二九番二の一部、八二九番二地先、八三〇番二の一部、八三

一番三の一部、八三一番一〇の一部、八三一番一の一部、八四二番一の一部、八四三

番二、八五一番、八五二番、八五三番及び八五四番の一部(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて総覽に供する。)

千葉県告示第一号	
千葉県告示第六百三十一号	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
習志野地域	令和五年三月十四日

操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
操業区域、域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第二号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	一隻
共同漁業権共第三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	五隻

千葉県告示第二号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十二条の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年三月十四日

1 制限措置の内容  
漁業種類  
手綱第三種漁業

千葉県知事 熊谷俊人

1 制限措置の内容

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十二条の規定により、機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年三月十五日から四月十四日まで

千葉県告示第三号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十二条の規定により、機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年三月十四日

2 船舶の総トン数  
十五トン未満

3 推進機関の馬力数  
八十キロワット(二十五馬力)以下

(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)

4 漁業時期  
周年

四

千葉県告示第百五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分を次のとおり変更した。

## 習志野都市計画区域区分

千葉県知事 熊谷俊人